

「東電の旧経営陣の刑事責任に無罪判決」

2023年01月23日

東京電力の福島原発事故を巡り、旧経営陣の勝俣恒久元会長、武黒一郎元副社長、武藤栄元副社長の三人の業務上過失致死傷罪を問う刑事裁判で、18日、二審の東京高裁で「無罪判決」が出された。私も原告の一人に加わっていたので、弁護団から裁判の進行状態の報告はメールで知らされていたが、またもや無罪判決なのかと、判決に失望した。

2011年3月の地震、津波は多くの人命を失い、甚大な被害をもたらした。続いて起こった福島原発事故は、放射能に関わることなので、経験したことのない被害をもたらした。被災者は全国各地に避難したが、現在も帰還できず、流浪している人々がいる。原発に近かった双葉病院の入院患者たちは、避難する途中、適正な介護治療が受けられず44人が亡くなった。これらが刑事責任として問われた訳である。当初、東京地検は不起訴としたが、検察審査会が起訴すべきと判断し、強制起訴された。2019年の東京地裁の第一審では、三人が大津波を予測し対策を取れば事故を回避できたかが争点であったが、「無罪判決」が出された。東京電力の株主が旧経営陣に対し、損害賠償を求める民事訴訟を起こし、2022年7月に、東京地裁は、津波襲来を予測できたのに、原発建屋の浸水対策を怠ったと、三人を含む四人に連帯して13兆3千2百億円の支払いを求める判決を下した。民事訴訟では、旧経営陣の過失を認め、賠償命令を出したが、今回の刑事訴訟では、責任なしとの真逆な判決を出した。東京電力内部では、2008年に最大15.7メートルの津波の到達を予測した試算を得ており、その根拠となった国の地震予測（長期評価）の科学的信頼性が問われていた。この問いを旧経営陣は知っていたにもかかわらず、対策を延期、または、無視したとしか思えない。東京高裁は下記のように判決している。「一般防災にも取り入れられていなかった事情などを踏まえ、津波襲来の現実的な可能性を認識させるような情報であったとは認められない。東電がその他得た試算からも、十メートルを超える津波来襲を具体的に認識すべき状態にあったとは認められない。」国の長期予測を現実的ではないと一蹴した判決である。ロシアのウクライナ侵略から、政府はエネルギー政策を大きく転換し、原発再稼働、長期使用の認可、更に、原発の新設まで言い出している。判決は、政府への「忖度」ではないかという憶測も生んでいる。旧経営陣を告訴・告発した「福島原発告訴団」の武藤類子団長は判決後、「はらわたが煮えくり返る思い」と憤り、声を震わせ「悔しい」を繰り返していたという。被害者参加代理人の海渡雄一弁護士は、「裁判官は現場に行くこともなく、原発事故の被害に向き合おうとしなかった。具体的な危険がなければ対策しなくていいという判断。政府が再稼働を進めようとする中、司法が歯止めになっていない」と批判している。

刑事裁判は、刑罰を科す裁判なので「無罪推定の原則」の下、合理的な疑いを挟む余地のない精密な立証が必要で、民事裁判より事実認定のハードルが高いと言うことは納得できる。しかし、民事と刑事が正反対の判決を下すことを不可解に思う。司法の行政追認の判断ではないか。双葉病院に入院していた父親を亡くした菅野正克さんは、「東電の無責任体質が、多くの人命と生活を奪った。当然、旧経営陣には責任がある。裁判所は被災者に向き合って判断してほしい」と語っている。

日本では、社会的に権力を持ち、地位の高い人は責任を取ることは極めて少ない。弱い立場にある人々が痛めつけられ、言葉を封じられることが多い。私は、旧経営陣の三人に刑務所に入ってもらいたいとは思わない。少なくとも、執行猶予のついた刑事責任ありとの有罪判決を期待していた。私の関わった裁判は、また負けた。